

えいぎょうじかんたんしゅく きょうりょくようせい ともなう ぎふけんしんがたころなういるすかんせんしやうかくだいぼうしきょうりょくきん だいごだん
営業時間短縮の協力要請に伴う「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）」
じっしがいう
実施概要

しゆし
1. 趣旨

ひびかんせんかくだい しんがたころなういるすかんせんしやう かんせんかくだいぼうし ようせい たいしやう てんぽ けん
日々感染拡大している新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、要請の対象となる店舗が県の
ようせい おうじてたいしやうきかん えいぎょうじかん たんしゅくとう ぜんめんでき ごきょうりょく じぎやうしや たいして きょうりょく
要請に応じて対象期間において、営業時間の短縮等全面的にご協力いただける事業者に対して、協力
きん しきゅう
金を支給いたします。

しんせいようけん
2. 申請要件

ほんきょうりょくきん だいごだん しんせいようけん かき すべて がいう もの
本協力金（第5弾）の申請要件は、下記の全てに該当する者としてします。

(1) 次の対象業種で、別紙に掲げる要請期間に、対象区域で要請に協力いただいた事業者であること
(ようせいきかんちゆう しゅうじつきゅうぎやう ばあい ふくむ)
(要請期間中に終日休業した場合を含む。)

・ たいしやうぎやうしゆ いんしよくてん
対象業種 飲食店

※ いんしよくてん いぎかや ふくむ きつきてん など たくはい ていくあうときーびすをのぞく。
※ 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配、テイクアウトサービスを除く。）

ゆうきやうしせつとう
遊興施設等

※ ばー かからおけボックス等で、しょくひんえいせいほう いんしよくてんえいぎやうきよか うけて てんぽ ねっと
※ バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗（ネット
カフェ・マンガ喫茶を除く。）

けっこんしきじやう れいわ ねん がつ にち てきやう
結婚式場（令和3年6月1日から適用）

※ しょくひんえいせいほう いんしよくてんえいぎやうきよか う けっこんしきじやう
※ 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場

・ ようせいないよう えいぎやうじかん ごぜん じ ごご じ えいぎやうじかん たんしゅく
・ 要請内容 営業時間を午前5時から午後8時までの営業時間に短縮

(ただし、しゅるい ていきやう ごぜん じ ごご じ
（ただし、酒類の提供は午前11時から午後7時までとする。)

(2) たいしやうくいき しょざい しょくひんえいせいほう いんしよくてんえいぎやうきよか また きつきてんえいぎやうきよか う えいぎやう
(2) 対象区域に所在する食品衛生法の「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けて営業してい

る飲食店店舗であること。

(3) 要請期間中、業種に係る営業に必要な許可をすべて取得していること。

(4) 対象期間において、県の要請に全面的に御協力いただくこと。

(5) 対象施設が20時00分を超えて5時00分までの時間帯に営業を行っている飲食店、遊興施設であること。 ※第1波による時短要請（令和2年4月18日）以降、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として自主的に時短営業をしている店舗についても対象となります。

(6) 対象店舗の営業時間・営業内容等運営について決定権限を有する者であること。

(7) 接待を伴う飲食店（キャバクラ、ホストクラブ等）、カラオケ店及びライブハウスについては、感染防止対策マニュアルを作成・提出し、その確認を受けていること。

(8) 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第1弾～第4弾）において、虚偽、不正申請等を行っていないこと。

(9) 暴力団、暴力団等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団等となっている法人でないこと、また、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

(10) 要請期間中（令和3年4月26日から令和3年6月20日）に新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した店舗のうち、当該店舗において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したと知事が認めるものを運営する個人又は法人等でないこと。

(11) 業種別ガイドライン及び「コロナ社会を生き抜く行動指針」を遵守のうえ、「新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー」を取得、掲示していること。

3. 支給金額

<1日当たりの支給額の算出方法>

【岐阜県独自の要請】

○中 小 企 業（前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて1日当たりの時短協 力 金単価を決定）

・ 前年度又は前々年度の1日当たり売上高83,333円以下の店舗：25,000円/日

・ 前年度又は前々年度の1日当たり売上高83,333円～25万円の店舗：25,000円/日～75,000円/日 【(前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高)×0.3】

・ 前年度又は前々年度の1日当たり売上高25万円以上の店舗：75,000円/日

○大企業（中 小 企業もこの方式を選択可）

・ 1日当たりの売上高の減 少 額 × 0.4（最大：20万円）

【まん延防止等重点措置】

○中 小 企 業（前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて1日当たりの時短協 力 金単価を決定）

・ 前年度又は前々年度の1日当たり売上高75,000円以下の店舗：30,000円/日

・ 前年度又は前々年度の1日当たり売上高75,000円～25万円の店舗：30,000円/日～100,000円/日

【(前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高)×0.3】

・ 前年度又は前々年度の1日当たり売上高25万円以上の店舗：100,000円/日

○大企業（中 小 企業もこの方式を選択可）

・ 1日当たりの売上高の減 少 額 × 0.4（最大：20万円）

4. 申請受付期間

令和3年6月22日（火曜日）から令和3年8月23日（月曜日）まで

・ 令和3年8月23日（月曜日）の消印有効です。

・期限を過ぎた申請は受付できませんので、十分ご注意ください。

5. 協力金（第5弾）に関するお問合せ先

「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」相談窓口（コールセンター）

電話番号：058-272-8192 （9時00分から 17時00分）

詳細は岐阜県ホームページをご覧ください。（日本語のみ）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/148847.html>

べっし
(別紙)

ようせい
ないよう
要請内容

ようせい 要請期間	4月26日～5月4日	5月5日～5月8日	5月9日～5月15日	5月16日～6月4日	6月5日～6月20日
ぎふし 岐阜市 おおがきし 大垣市 たじみし 多治見市 せきし 関市 みのかもし 美濃加茂市 とぎし 土岐市 かかみがはらし 各務原市 かにし 可児市 みずほし 瑞穂市	ぎふけん 【岐阜県独自の要請】 えいぎょう ・営業時間を午前5時から午後8時までの営業 じかん 時間に短縮 (ただし、さけるい ていきょう ごぜん 11時 ごご 7時 までとする。) ・カラオケ設備の せつび 利用自粛		えんぼうしとうじゅうてん 【まん延防止等重点措置】 えいぎょう ・営業時間を午前5時から午後8時までの営業時間に短縮 (ただし、さけるい ていきょう しゅうじつ 行わないこと) ・カラオケ設備の せつび 利用自粛		
なかつがわし 中津川市 はしまし 羽島市 もとすし 本巣市 ぎなんちょう 岐南町 かさまつちょう 笠松町 ようろうちょう 養老町 きたがたちょう 北方町					
たかやまし 高山市 みずなみし 瑞浪市 えな 恵那市 やまがたし 山県市 げろ 下呂市 みたけちょう 御嵩町					
やおつちょう 八百津町					

ようせい ないよう
要請内容

ようせい かい かん 要請期間	4 月 26 日～5 月 4 日	5 月 5 日～5 月 8 日	5 月 9 日～5 月 15 日	5 月 16 日～6 月 4 日	6 月 5 日～6 月 20 日
やおつちよう 八百津町	—	—	—	ぎふ けん とうくじ しようせい 【岐阜県独自の要請】 えいぎようじかん ごぜん じ ごぜん じ えいぎようじかん ・ 営 業 時 間 を 午 前 5 時 から 午 後 8 時 までの 営 業 時 間 に たんしゆく 短 縮 (ただし、さけるい ていきよう ごぜん じ ごぜん じ 酒 類 の 提 供 は 午 前 11 時 から 午 後 7 時 ま で とする。) ・ カラオケ設備^{せつび}の利用^{りよう}自^じ粛^{しゆく}	
みのし 美濃市 ひだし 飛騨市 ぐじようし 郡上市 かいづし 海津市 たるいちよう 垂井町 せきがはらちよう 関ヶ原町 ごうどちよう 神戸町 わのうちちよう 輪之内町 あんばちちよう 安八町 いびがわちよう 揖斐川町 おおのちよう 大野町 いけだちよう 池田町 さかほぎちよう 坂祝町 とみかちよう 富加町 かわべちよう 川辺町 ひちそうちよう 七宗町 しらかわちよう 白川町 ひがししらかわむら 東白川村 しらかわむら 白川村	—	—	—		